

県政レポート 歩く眼 第25号

永瀬ひでき

ながせ



県議会で一般質問に登壇 未来を見据え県に提言・要望

討委員会が開催され、新たに地下水マネジメントに関するワーキンググループが設置されるなど、水循環に関する県の取り組みが、本格的に進むこととなりました。

この度、埼玉県議会本会議において、3回目となる一般質問を行いました。本号はその中から「水循環の総合的・一体的管理について」の質疑の概要を報告させていただきます。なお、私の質問を受け、埼玉県水循環検

水循環の総合的・一体的管理について

水循環に関する県の取組について

永瀬秀樹の質問概要

私は、水が私たちの命を育み、私たちの生活と産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、人の活動及

び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態、つまり健全な水循環が持続的に維持されるための取組を積極的に推進していくべきと考えています。

国は平成26年4月に水循環基本法を公布し、平成27年7月には水循環基本計画を決定し、水循環の総合的・一体的管理を図るべく取組を進めています。水循環基本法では、「地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、その地域の特性に応じた



施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。また水循環基本計画では、流域単位での水循環計画の新たな策定や関係者が一丸となった地下水マネジメントに、国と連携し、事業者や地域の住民と一体となった取組を求めています。

県においても、水循環の総合的・一体的管理について、より積極的にスピード感を持って取り組むことが重要であると考え、県はこれまでどのように取り組んできたのか、今後はどのように取り組んでいくのかを伺いました。

県の答弁

県は、平成27年4月に庁内関係課長をメンバーとする埼玉県水循環検討委員会を設置しました。この委員会の中に設けた幹事会をこれまで3回開催し、水循環基本法の理解を深めるとともに、水循環に係る県施策の確認や雨水利用の促進等の検討を行ってまいりました。

水循環基本法や国の基本計画の中で定められている県が果たすべき役割は、国と連携して実施することとなっています。

基本的施策のうち「流域連携の推進」については、新河岸川等流域で国が設置している委員会等に参加し、流域単位の水循環計画の策定に向け、基本方針や目標の検討を進めています。

「水の貯留、かん養機能の維持向上」については、河川や調節池、水源地域の森林の整備等を実施しています。「水の適正かつ有効な利用の促進」については、農業用水路の改修、節水の啓発、地盤沈下対策等を行っています。

また、今年度から雨水・再生水の活用を促進するため、市町村の公共施設に雨水タンクを設置する経費に対し補助を開始しました。

今後は水循環基本法の趣旨である、健全な水循環の維持、回復という目標を共有し、これらの個別の施策を総合的・一体的に進めていくことが重要です。そのため、早期に水循環検討委員会を開催し、水循環に関する施策を総合的に推進してまいります。

との、水循環の総合的・一体的管理という新たな課題について、今後取り組みを本格化させていく、前向きな答弁を引き出しました。

地下水マネジメントについて

永瀬秀樹の質問概要

高度成長期には地下水利用が急増し、地盤沈下、水質汚濁といった様々な地下水障害が発生しました。そのため、地下水の管理は、地盤沈下防止のための取水規制が中心となっており、地下水の実態は明確ではなく、適正な保全と利用に支障が出ています。また、積極的に地下水を

使わなくても、各種人間活動の影響で水循環は確実に悪化している現実もあります。

近年、地下水利用と環境保全の考え方は大きく変化しています。かつての取水規制中心から、地下水の実態を把握し、地下水のバランスある利用と保全のルールを定め、持続可能な利用を推進することへと変わってきているのです。例えばヒートアイランド対策など環境要素としての機能、地中熱利用といった資源としての役割、災害時協力井戸のような防災機能など、それを保つための地下水の人工的かん養や地表水からの還流ルートの整備など、水に関する新しい概念としての地下水マネジメントを進めていくことが求められています。

私は今後、県土全域にわたる地下水マネジメントを進め、目には見えない地下水の実態を明確にし、適正な保全と利用を進め、かつての豊富できれいな地下水を取り戻すべきだと考えています。

そこで、県の現在の地下水マネジメントの取組状況と今後の取組の方針について伺いました。さらに、災害時に地下水を利用することへの期待は大きく、防災井戸としての利用などについては県が主導的役割を担うべきとの考えから、防災担当者の所見を伺いました。

県の答弁

現在、県は国が設置した関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会に参画しています。推進協議会が対象とする地域は、5つの県にまたがっていますが、本県が最も大きい面積を占めています。この推進協議会において、国と県及び市町が観測データを共有するなど連携し、地盤沈下防止と地下水の保全に取り組んでいます。本県の地盤沈下は以前と比べ沈静化していますが、未だ沈下は継続している状況です。

災害時協力井戸募集

ご家庭または職場に使える（水が出る）井戸があって
災害時に井戸水を地域のためにご提供いただける方
ぜひ、ご協力をお願いします。



張り紙で井戸水の提供を呼びかけるお宅（阪神・淡路大震災）

災害時協力井戸とは・・・

阪神・淡路大震災では、水道の長期間断水し、トイレの洗濯など生活のための水を確保するため大変な苦勞をしました。

この教訓から、京都市では、市民の皆さんが所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録していただき、大震災などの災害時に地域の皆さんへ井戸水を提供していただく取組を進めています。

あなたのご協力で、地域の防災力・災害対応力を高められます。

【お申込み方法】

申込用紙に必要事項をご記入いただき、郵送またはファクシミリで下記にお送りください。また、お問い合わせも受け付けています。

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入

京都市消防局庁舎1階 京都市行財政局防災危機管理室

電話：075-212-6792 ファクシミリ：075-212-6790

防災ホームページ「防災危機管理情報館」からも登録できます。

<http://www.bousai-city-kyoto.jp/>

（メニューから「安心・安全の知恵袋→災害協力井戸制度」です。）

ご登録いただいた井戸は、防災井戸マップで紹介させていただくとともに地域の井戸として、地元自主防災会へ情報提供させていただきます。

災害時協力井戸の募集事例（出典：京都市資料）

将来にわたって、持続可能な地下水の保全と利用を進めていくことは、重要な課題です。庁内にワーキンググループを設け、改めて県内の地下水の適正利用について検討してまいります。そして推進協議会において、地下水マネジメントを実施してまいります。

災害時に地下水を防災井戸で利用することについては、災害時には、断水により消火用水、飲料水、生活用水などが不足します。平成28年の熊本地震において、2週間断水が続いた熊本市では、水洗トイレや洗濯などの生活用水として井戸水が貴重な水源となりました。

本県では5か所の防災基地や17か所の県営公園などに防災井戸を整備しています。また個人や企業などが所有する井戸を災害時に開放し、生活用水などとして近隣住民に提供する、いわゆる「災害時協力井戸」の取組を行っている市町村もあります。現在、26市町村で1,800か所を超える数が登録され、ホームページや防災マップへの掲載、看板設置などにより近隣住民への周知を図っている例もあります。

今後、「災害時協力井戸」の先進的な事例を市町村防災担当課長会議の場で紹介するとともに、県ホームページに掲載するなど、災害時の一時的な利用として防災井戸が活用されるよう努めてまいります。

との答弁をいただきました。

川口市は、かつては「吹き井戸」と呼ばれる湧出井戸が庭先にある家すらあった非常に地下水に恵まれた地域でした。しかし、工業用水でくみ揚げ過ぎて井戸は涸れ、昭和30年代後半には激しく地盤沈下が発生し、河川水への水源転換を余儀なくされた記憶があります。けれども近年、地盤沈下は取水規制により沈静化し、地下水についてはコントロールできる経験を持つ土地でもあります。

未来に向けて健全な水循環が持続的に維持されていく為に、水に関する新しい概念である、いうなれば「育水」ともいべき地下水マネジメントを積極的に推進していくよう、これからも取り組んでまいります。



一般質問を傍聴
にいられた地元川口
市民の方々に、傍聴
席は満席でした。

あなたのご意見を
お聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170